

2024年12月9日

高知県教育委員会
教育長 長岡 幹泰 様

高知県教職員組合
執行委員長 細木 久義

高知県高等学校教職員組合
執行委員長 谷内 康浩

教職員の人事異動に伴う勤務条件に関する申し入れ書

1 人事異動について

- (1) 異動にかかわる日程を早め、苦情処理制度も含めた実効ある内示制を確立すること。
新採者への内示も含め、当面転任者には転任先を2月末までに内示すること。
- (2) 異動にあたっては、本人の希望を尊重し、「希望と納得」の人事を行うこと。また、「平等取り扱いの原則」（地公法13条）を遵守し、一切の差別的扱いを行わないこと。
- (3) 長距離・長時間の通勤を強いる新たな異動は行わないこと。
- (4) 次に該当する者の異動及び該当する異動については、特に本人の意思を尊重すること。
 - ①健康上の事情のある者
 - ②家族に介護が必要な者、長期療養者並びに快復期間中の者がいる場合
 - ③妊娠中・育児休業明け・乳児保育中の者、短時間勤務制度取得者
 - ④現在、長距離・長時間の通勤をしている者
 - ⑤生活の本拠地の変更につながる広域人事
 - ⑥校種が異なる異動
 - ⑦職務の内容が大幅に変更となる異動
 - ⑧職種が異なる異動
 - ⑨任命権者が異なる異動
 - ⑩県外交流
 - ⑪現業職にある者
 - ⑫定年間近の者、定年延長者の異動
 - ⑬夫婦別居を強いる異動
 - ⑭兼務発令
- (5) 組合活動の自由の侵害・干渉・不当労働行為に類する異動は行わないこと。特に組合役員人事については、「三役員転任取消し訴訟」（1970年）の経過を尊重し、組合の正常な運営を阻害しないようにすること。
- (6) 本人の希望や学校の状況を踏まえ、同一校勤務年数によって機械的な人事異動は行わないこと。
- (7) 「次世代育成支援対策推進法」および「高知県教職員子育てサポートプラン」に基づいて、妊娠中および子育て中の教職員については、本人の希望を最大限配慮すること。
- (8) 統廃合の対象となる学校の異動については、子どもの実態や心の安定・継続的な教育活動の実施などの観点から、統合後の学校に加配措置をするなどの配慮をすること。
また、統廃合の学校に勤務する教職員の異動については、本人の希望を尊重すること。
- (9) 交流人事については、異動原則を明らかにするとともに、交流人事の目的に沿った公平な人事を行うこと。
- (10) 大規模災害を想定した教職員配置と人事異動を行うこと。
- (11) 教職員は専任・正規で配置することを原則として、安易な兼務発令を行わないこと。
特に、県立学校や中学校の芸術教科の教員を兼務発令する場合は、教諭で配置し、兼務校間の移動距離などを配慮すること。
- (12) 各学校の教職員は定数どおり配置すること。
- (13) 学校運営上欠かせない人員は、加配を含めて十分に確保をすること。
- (14) 教員1人あたりの持ち時間の上限を、ロングホームルーム（学級活動）や総合的な学習の時間（探求の時間）を含み、小学校20時間、中学校18時間、高校15時間に設定し、それに見合った教員を配置すること。

2 管理職・主幹教諭・指導教諭の登用について

- (1) 現場教職員や保護者・子どもたちから信頼があり、人格・見識・教育実践力とも優れ、民主的な学校運営にあたることができる能力を持つ者を登用すること。所属組合による差別を行わないこと。
- (2) 「県教委事務局等に勤務する職員で教育長の指定するもの」を「特別」扱い（別途

- 選考審査)して管理職登用で優先せず、一般教諭と同様に管理職登用審査を受審させ平等の原則を貫くこと。
- (3) 継続的な学校教育活動に支障が出ないように、同一校で複数の管理職の同時異動を行わないこと。
 - (4) 主幹教諭・指導教諭を廃止し、教諭を配置すること。
 - (5) 事務局から独立した選考委員会を設置するなど選考方法の改善、審査問題作成の改善、選考基準の公開など透明性確保を一層すすめるとともに、民主的に行うこと。
- 3 事務局人事について
- (1) 指導主事の数を減らし、学校現場への正規教員の配置を増やすこと。
 - (2) 指導主事・管理主事の選考基準や方法を明確にすること。所属組合による差別を行わないこと。
 - (3) 指導主事は、教育現場の実態を理解し、教育実践力に優れ、教職員に寄り添い支援できる者をあてること。
- 4 特別支援教育にかかわる人事について
- (1) 特別支援学校においては、免許状・専門性を重視した異動と採用を行うこと。必要な教職員は、正採用で配置すること。
 - (2) 特別支援学校のセンター機能を充実させるための教員の加配措置を講ずること。
 - (3) 特別支援学級においては、免許状・専門性ととともに、経験や児童・生徒の実態、本人の希望などを配慮した異動・配置を行うこと。
 - (4) 通級指導教室の拡充を図るための人員を配置すること。
- 5 学校事務職員について
- (1) 定数どおりの配置を進め、共同実施による事務職員の臨時職員化や、安易な兼務発令を行わないこと。
 - (2) 事務長については、学校事務経験者から登用すること。
- 6 新規採用者について
- (1) 情報を十分に収集し、夫婦別居や単身赴任とならないよう、赴任校について配慮すること。
 - (2) 希望に反して短期間での転任をさせないこと。
- 7 栄養教諭・学校栄養職員について
- (1) すべての市町村に正規の県費負担栄養教諭・学校栄養職員を配置すること。
 - (2) アレルギー対応など子どもたちの健康と安全を守るために、また給食実施校における食育の充実を図るために、給食実施校においては栄養教諭・栄養職員の全校配置を行うこと。兼務発令をしないこと。
 - (3) 給食センターには、「受配校」での食教育推進も考慮し、食数による基準を上回る栄養教諭(職員)を配置すること。
 - (4) 年度当初からやむをえず臨時栄養教諭(職員)を配置する場合には、円滑な業務遂行のため、同一職場での継続勤務を含め、経験職場への配置を行うこと。また、特定の給食センター・学校への臨時栄養教諭(職員)の配置を長期間続けないこと。
- 8 養護教諭について
- (1) 感染症対策も勘案し、基準以下のところも複数配置を進めること。
 - (2) 学校教育法 37 条に従い全校配置を目指し、兼務発令をしないこと。
- 9 障害のある教職員の着任と異動について
- (1) 本人の事情と着任校の実態を十分に配慮し、働きやすい職場に着任・異動させること。
 - (2) 教育委員会は職場環境づくりに努力すること。また、着任校の管理職には十分な合理的配慮をさせること。
- 10 再任用者については、本人の希望(勤務形態、勤務校)を尊重すること。
- 11 年度当初着任の臨時教職員の任用手続きを早めること。着任のない場合も含め誠実な対応をすること。

以上